

# 予定価格事前公表問題

するかのよう、公共工事入札契約適正化法（入契法）制定時の付帯決議に事前公表が盛り込まれていたと説明。議連側はそれ以上、追及を続けることができなかった。予定価格の事前公表は、不良不適格業者の参入や極端な安値受注を引き起こす一因とみられており、政府が今後、どのような対応を議連側に示すのかが大きな焦点になりそう。

地方自治体が入札の予定価格を事前公表している問題をめぐり、自民党の「公共工物品質確保に関する議員連盟」がいられている。1日に同議連制度検討部会（金子一義部会長）の開かれた第8会合では、前日の国土交通、農林水産両省に続いて2省以外の省庁に対するヒアリングが行われ、議連側は、自治体が入札の事前公表を廃止するよう総務省に厳しく迫る予定だったが、同省側は機先を制

## 自民品確議連の追及不発

公共工物品質確保促進法の見直しについて検討してきた同議連は昨年末、政府に対し「公共工物品質確保に関する提言」を政府に提出した。提言は総合評価方式の入れを徹底することや、不良不適格業者の排除やインシツ受注の防止策を政府に求める内容で、具体的な項目の一つとして「予定価格や最低制限価格等の事前公表は、積算能力や施工能力がない業者の参入を防ぐことができないことから見直しを検討する」ことを盛り込んでいる。

1月31日と2月1日の制度検討部会の会合は、この提言への対応を各庁にヒアリングする目的で行われた。

自治体発注工事の入札の中には、予定価格や最低制限価格が事前公表され、業者の入札価格が最低制限価格ぎりぎりに張り付くケースが少なくない。これが不良業者参入や安値受注を常態化させ、健全な建設業者の事業活動を妨げている上に、工物品質の低下につながる恐れもあると懸念する声は多い。

1日の会合では当初、自治体が入札契約制度を指導する立場にある総務省に対し、議連側がこの点への対応を厳しく追及することが想定されていた。ところが、総務省側が持ち出したのは、入契法制定時の国会審議。「衆院建設委員会、参院国土・環境委員会両方で付帯決議され

## 総務省 入契法付帯決議でかわす

たことを受け、地方自治体には事前公表を行えるようにした」と説明し、議連側の攻撃の矛先をかわした。同法施行を受けて01年3月に閣議決定された適正化指針でも、事前公表は認められている。

だが、指針は06年5月に「弊害が生じた場合には公表の取りやめを含む適切な対応を行うもの」と改正され、事前公表の弊害が顕在化している現在では事後公表への転換も進んできた。そうした事実を知りながら、法制定時の付帯決議を持ち出して「事前公表は議員の責任」と言わんばかりの総務省側の対応に、関係者からは、総務省は「ずるい」「ごまかす」といった感嘆も漏れた。

国土・総務両省の調査によると06年度時点では都道府県と政令市はすべて低入札価格調査制度と最低制限価格制度の両方またはいずれかを導入していたが、市区町村になるといずれも導入していない自治体が27%あった。07年度時点でも28%と改善はやや進んだが、安値受注防止への取り組みは遅れているのが実情。1日の会合では、不当廉売の規制に対する公正取引委員会への不満が一部議員から強く訴えられたこともあり、予定価格の事前公表問題の追及には時間切れといった事情も重なった。

政府は良内をめぐり、議連の提言への回答とともに対策を取りまとめる。火種として残る予定価格の事前公表問題に、政府がどのような動きを出すのかが一つの焦点になる。

## 政府対応、大きな焦点に

20年 2月 5日

建設工業新聞